

○特別徴収税額通知書の見方

① 前年1月から12月までの収入額です。
 (例) 令和5年度の所得額は、令和4年1月から12月までの収入額等を基に計算しています。

③ ①から②を引いた課税対象となる所得額です。

年度 給与所等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	給与収入 臨時収入 その他所得計	主たる給与以外の合算 所得区分	課税標準 総所得③ 山林所得 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 先物取引
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	専・専・専・勤 配偶者特別 扶養 基礎	所得控除合計②
② ①の総所得金額から控除される金額です。			

- ④ ③から計算した市民税・県民税の所得割額です。
- ⑤ ④から控除できる金額です。
税額控除には配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、寄附金税額控除、調整控除の合計額が記載されます。
- ⑥ 税額控除後の市民税・県民税の所得割額です。
- ⑦ 市民税・県民税の均等割額です。
- ⑧ 対象年度の特別徴収税額の合計です。
- ⑨ 所得割額から控除しきれなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の金額が記載されます。
- ⑩ 市民税・県民税へ既に応じた金額です。
- ⑪ 既に納付していた税額です。
- ⑫ 変更前の税額です。

特別徴収を行っている事業所それぞれに対し、石巻市が独自に付番している番号です。

市民税	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦
県民税	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦
特別徴収税額⑧	控除不足額⑨	既充当額⑩	既納付額⑪	変更前税額⑫
増減額(⑧-⑫)	変更月			

納付額

6月分
7月分
8月分
9月分
10月分
11月分
12月分
1月分
2月分
3月分
4月分
5月分

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額通知書 (納税義務者用)

受給者番号	氏名	法定番号
住	所	宛名番号

※ 宛名番号は、納税義務者(本人)が任意で決定(変更)したもので、給与支払者が任意で決定したものではありません。この通知書を送付した日(月)から起算して3ヶ月以内に任意で変更することができます。この特別徴収税額の決定(計算)を決定するまでは、既納の給与通知書に記された特別徴収税額を適用して特別徴収を行います。但し、既納の通知書に記された特別徴収税額が、既納の給与通知書に記された特別徴収税額よりも高くなる場合は、特別徴収税額を既納の給与通知書に記された特別徴収税額に引き下げさせていただきます。なお、給与支払者が、給与支払者であった日の期日から起算して3ヶ月を経過しても既納がない、労働者、職員の給与又は手続中の給与による給与を支払う期間を要するなどの理由が必要となります。給与の振込先が異なる場合は、給与振込先の変更も通知する必要があります。

お問い合わせの際は宛名番号欄の2段目の番号をお知らせください。

特別徴収により納入していただく毎月の税額です。 (ヨ-3098)